

郡山市立海老根小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ防止等対策委員会を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2 「いじめの定義」について

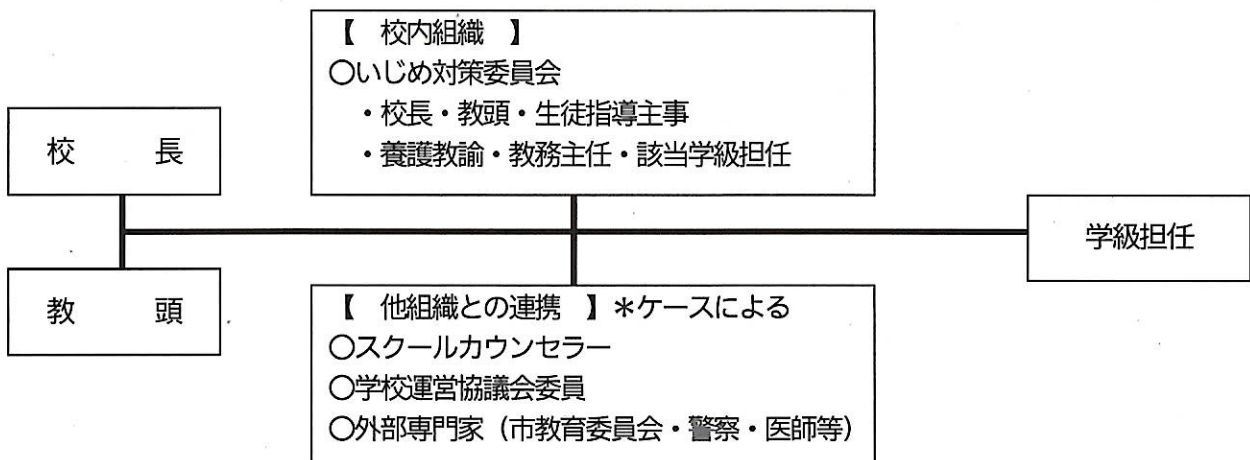
「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

3 いじめ防止に対する基本姿勢

- 全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめはいじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止に向けて組織的に取り組み、いじめが疑われる事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対処しその再発防止に努める。
- 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。
- 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取組や対処方法を年間計画により具体的に設定し、PDCAサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

4 組織



5 内 容

(1) 「いじめ防止」対策について

- 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組の推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止に努める。

教職員：校内研修の開催、職員会議による周知と理解、校外研修の実施

児 童：全校集会・学級活動での講話・話し合い、海老根っ子タイム（異学年交流）

(2) 「いじめ」の早期発見と対応策について

- 児童の様相や態度等の変化について日頃からアンテナを高くし、教職員による情報交換と情報の共有化に努め、注意深く児童間の様子を観察する。また、早期発見の具体策としては、定期的なアンケート調査や教育相談、保健室の利用、海老根学びノートや日記等による実態の把握、個人面談や家庭訪問による機会や場を十分に確保して対応する。

(3) 「いじめ」対応への具体的措置について

- 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【発見・通報からの具体的な対応について】

| 「いじめ」に関する主な内容 | 具体的な対応策 |
|------------------|--|
| いじめ行為の発見・通報 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保 ・ケース会議、いじめ対策委員会への情報共有と関係児童の事情聴取及び担任等での話し合いによる情報交換 ・事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡 ・いじめが継続される場合には、所轄警察署との相談 |
| いじめられた児童・保護者への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」（個人情報の扱い・プライバシーへの留意） ・家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示 ・いじめられた児童への寄り添える体制づくり ・状況に応じた出席停止制度の活用 ・外部専門家への協力依頼と実践（スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、学校医、警察等） ・アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供 |
| いじめた児童・保護者への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」 ・いじめ確定の場合は、専門家等の協力を得ながら複数教員での再発防止の措置の実施 ・事実関係確認後、保護者の理解を得て協力を求め、継続的な助言の実施 ・いじめの背景に配慮し、当該児童の人格形成を図る支援の実施 ・当該児童へ特別指導計画にもとづいた指導（個人情報の取扱・プライバシーの配慮） ・いじめた児童の別室指導の展開 ・出席停止の実施、警察との連携 ・学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断 |

| 「いじめ」に関する主な内容 | 具体的な対応策 |
|-----------------|---|
| いじめが起きた集団への働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> ・学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成 ・加害、被害両児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係を作り上げる活動の展開 |
| ネット上のいじめへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を求める措置 ・法務局や地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合の所轄警察署への連絡 ・情報モラル教育の計画的実践 ・使用における保護者への情報モラルへの啓発 |

6 配慮事項

- (1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整え、一致協力して対応する。その場合、外部の専門家等も必要に応じて参加を依頼し、参考意見をもとにより効果的に対応する。

- (2) 教職員は、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を年間計画に位置付ける。

- (3) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。

- (4) いじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査できるように関係職員との協議を勧めながら設定する。

- (5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める。
 - ・ 家庭訪問や学校だよりでの啓発
 - ・ P T Aや地域諸団体との連携
 - ・ 学校運営協議会からの評価の場の設定、協議等
 - ・ 児童、保護者へのいじめ防止に関する資料の配付

7 年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画

| 月 | 生徒指導関係 | いじめ防止対策 |
|-----|--|---|
| 4 | ○生徒指導全体会（月1回）の開催（職員会議内） ・校内生活指導の確認と徹底 ・校外生活指導の確認と徹底 | |
| 5 | ○児童理解全体会（5月） ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認 ○家庭訪問による児童理解（5/10～13） | |
| 6 | ○日常の児童観察 | ①6月 1日（水）：1回目 「いじめアンケート調査」の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識した場合 ・いじめ対策委員会での会議 ・ケース会議の開催 校内研修会の実施 |
| 7 | ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○生徒指導全体会 ・アンケート結果の共通理解と1学期の児童の様子の確認 | |
| 8・9 | ○夏季休業後の児童観察 | |
| 10 | ○日常の児童観察 | ②11月1日（火）：2回目 「いじめアンケート調査」の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識した場合 ・いじめ対策委員会会議 ・ケース会議の開催 |
| 11 | | |
| 12 | ○教育相談の実施による家庭との連携 ・児童を対象にしたアンケート結果と資料をもとにした全保護者との2者面談を実施する。 （12/6,12/7,12/8） ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○生徒指導全体会 ・アンケート結果の共通理解と2学期の児童の様子の確認 | |
| 1 | ○冬季休業後の児童観察 | ③2月8日（水）：3回目 「いじめアンケート調査」の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識した場合 ・いじめ対策委員会会議 ・ケース会議の開催 |
| 2 | ○日常の児童観察 ○生徒指導全体会 ・アンケート結果をもとにした児童への対応 | |
| 3 | ○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議 | |

8 その他

- 校内特別支援教育委員会等で、「いじめ」に係る内容が協議になる場合、いじめ対策委員会への情報提供と協議を提案する。
- 関連研修会に参加した場合は、内容の伝達講習を速やかに実施するとともに、その情報・知識の共有化に努める。